

【平成25年度】

熊本県土木部土木技術管理課と
(一社) 熊本県建設業協会土木委員会との意見交換会

現場施工に関する意交換会（本庁案件）

日時：平成26年2月12日（水） 10：00～
場所：熊本県建設会館 地下会議室

振興局名(県庁案件回答)

テーマ:1. 品質管理(施工管理)

番号	局名	意見		(対応者) 土木技術管理課 振興局 建設業協会	改善策等の検討 (地域振興局等検討会)	土木技術管理課回答
		項目	問題・課題の提起(意見の総称) 個別意見			
1	上益城	施工管理	管理基準が現場と合わない ・生コンのスランプ試験等を1日に1回にして欲しい ・コンクリートの管理が大変なのでどうにかならないか?負担を減らしてほしい	技術指導班		<p>【振興局】 ●コンクリート管理頻度の低減については、土木技術管理課に申し伝える(が、国基準であり改定困難)。</p> <p>【土木技術管理課】 ●スランプ試験等は、土木工事施工管理基準の規定により、1日1回又は工事規模に応じて20~150m³に1回。小規模工事では、小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができます。 ●コンクリートの品質は、施工状況に大きく左右されるため、品質確保に必要な管理項目や頻度を定めています。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。</p>
2	鹿本	施工条件	技術・制度上の課題	技術管理班 技術指導班	●技術・制度に特化した意見交換会を開催する。	<p>【土木技術管理課】 ●技術・制度に関する意見交換会については、テーマや開催方法など協会の意見を聞きながら検討していきたい。</p>
3	八代	施工管理	自社管理基準の設定について ・自社基準を設ける【県】 ・施工管理基準マイナス(一)値の取扱【県】 ・実際の管理方法や管理状況を整理(写真等で)【県】 ・自社管理基準が80%に設定されることが多く本当にそれで管理しているのか【県】 ・管理基準にない項目や変更にて新たに必要になった項目についての協議【県】	技術指導班	●評定項目の管理基準値80%、50%の再検討	<p>【振興局】 土木技術管理課へ検討を要望する。</p> <p>【土木技術管理課】 ●現行のばらつきの評定は、「50%以下」、「80%以下」、「80%を超える」の3段階に分類し、成績評定でa~cの評価をします。現行の3段階を更に細区分したとしても、a~c評価で評価することとなり、評定結果は現行区分による評定と大差ない結果となります。現在の区分は成績評定の目的の達成に叶うものであると考えており、当面、現行区分による運用を考えています。</p>

※項目:テーマに含まれる項目(例:施工管理、三者協議会、ワンデーレスポンス、電子納品、情報交換共有システム等)

振興局名(県庁案件回答)

テーマ:2. 情報の共有化(三者協議・ワンデーレスポンス等)

番号	局名	意見		(対応者) 土木技術管理課 振興局 建設業協会	改善策等の検討 (地域振興局等検討会)	土木技術管理課回答
		項目	問題・課題の提起(意見の総称) 個別意見			
1	玉名 (玉名・荒尾)	三者協議会	三者協議 制度面の課題 1.契約に手間がかかるため、三者協議の開催をもっと簡易にしてほしい。 2.三者協議は参加意向の確認など、型に入れすぎである。打合せ等のみでよい。 3.県外コンサルタントに委託費用(1回5万円程度)が安いと言われる場合がある。 4.早期の開催が困難な場合が多い。 5.国土交通省は工事管理連絡会を必ず行っており、場合によっては数回にも及ぶことがある。	技術指導班	<ul style="list-style-type: none"> ●三者協議を義務化し、工事実施の段階で必ず開催する仕組みづくりをする。 ●契約後3週間以内等、日時を決めておき、三者協議は必ず実施する。 ●三者協議費用をコンサルタント協会等と契約できるようにする。 ●三者協議費用を対象工事の技術管理費に計上できる様にする。 ●設計委託発注の際に、三者協議の経費も含めることが出来るようにする。 	<p>【土木技術管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全ての工事に三者協議を義務付けする事は、費用や参加者の負担面から必ずしも合理的ではないため、その効果等を考慮して峻別することが必要と考えます。 ●三者協議会の趣旨は、施工上の課題の洗い出しや設計思想等を現場の施工に反映させるため、設計担当者が参加して行われます。設計者以外のコンサルタント協会等との契約は、その目的の達成が困難となることが予想されます。 ●三社協議会は、施工管理の一環として実施するものではないため、技術管理費への計上になじまないため、委託費で別途契約する必要があります。 ●設計委託に三者協議の費用を含めた場合、三社協議が終了しないと設計委託が完結しないという不都合が生じるため、現実的には実施が困難であると考えます。
2	阿蘇	情報交換共有システム	情報交換共有システム運用の迅速化 ・システムにおける決裁が遅い。 ・工事件数が多いとなかなかシステムを見るができない。	技術管理班	<ul style="list-style-type: none"> ●システムを改良し、決裁着信をシステム上で明示する。 ・まとめて回さず、その都度決裁をとる。 	<p>【土木技術管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現システムでも、決裁書類が到着した場合、共有システムトップページの未読欄に件数が表示され、また、設定によっては職員に書類着信のお知らせメールを送信するようにしています。 ●ワンデーレスポンスに取り組んでいることから、決裁等に関して迅速に対応するよう再度周知徹底します。

※項目:テーマに含まれる項目(例:施工管理、三者協議会、ワンデーレスポンス、電子納品、情報交換共有システム等)

振興局名(県庁案件回答)

テーマ:3. 書類の簡素化・統一化(電子納品、情報交換共有システム、提出書類、指示等)

その1

番号	局名	意見		(対応者) 土木技術管理課 振興局 建設業協会	改善策等の検討 (地域振興局等検討会)	土木技術管理課回答
		項目	問題・課題の提起(意見の総称) 個別意見			
1	宇城・阿蘇	電子納品	CAD製図基準が厳しすぎる ・個別データのファイル名が複雑で図面の種類が判別しづらい。 ・熊本県のエラーチェックソフトの基準が厳しすぎる。(他県等と比較して) ・現在の厳しい基準が何のためのものか分からない。	技術管理班	●他県の状況を比較したうえで、運用の見直し検討。製図基準の簡略化。 ●電子納品の担当部署(土技管)と業界で、実際の成果品を使った意見交換の実施	【土木技術管理課】 ●電子納品ガイドラインの運用に関しては、さまざまな改善に対する意見、要望があったため、作業負担軽減、有効活用を目的として、建設業協会も参加したワーキングでガイドライン見直し検討を行ってきました。 今年度中に、CALS推進協議会で承認を得て来年度早期の運用開始予定であり、この見直しの中でCADのレイヤ、線種、線色などを見直し、また、品質に影響のない成果品チェック項目の一部廃止など基準の緩和を行うこととしています。 ●電子納品における受注者負担を軽減にも有効だと考えられるため、意見交換の開催を検討します。
2	宇城	簡素化	提出書類が統一されていない ・工事管理書類に関して、いわゆる「見やすさ」等の創意工夫の評価基準が高まっていく(定まっていない)ので、業者への負担が大きくなっている。 ・いわゆる紙ベースでも構わない資料を、電子化しなければならないケースがある(情報共有システムに載せるため)。	技術管理班 技術指導班	●工事の施工管理に関する「創意工夫」の基準となる考え方の整理(これ以上やれば評価に値するという基準)と業界への周知 ●竣工決裁資料に、「創意工夫」も紙ベースで添付する。	【振興局】 ・「創意工夫」を、紙提出項目に加えることを要望する。 【土木技術管理課】 ●創意工夫は、工事現場のそれぞれの特性に応じた、受注者の事由な発想に基づく独自性を尊重しているため、基準を示すことは考えていません。●電子納品ガイドラインの見直しで、創意工夫に関する資料は「見やすさ」などの観点から紙ベースでの納品とするよう位置付ける予定です。 また、共有システムを利用する場合でも、創意工夫は紙での納品可とする予定です。
3	玉名(玉名)	情報交換共有システム	情報交換共有システム制度面の課題 1.情報交換共有システムよりメールの方が簡単である。 2.情報交換共有システムをもっとわかりやすく(簡単に)してほしい。	技術管理班	●情報交換共有システムを全ての工事に対応出来るようにする。 ●内部決裁の電子化が発展途上であるため、情報交換共有システムを利用せず、文書のやりとりを電子メールでできるようにする。	【土木技術管理課】 ●情報交換共有システム利用の対象は、土木工事で2,000万円以上としていますが、それ以下の金額でも利用希望があれば受注者協議により利用することは可能です。 ●共有システムは工事書類の決裁だけではなく、電子成果物作成やスケジュール管理など情報共有機能もあるため、利用促進を図っていきたく考えています。また、利用者の意見を聞きながら利便性向上を図っていきます。
4	上益城	情報共有システム	電子システムが使いづらい 1.書類の電子化で内容の確認がしづらい 2.情報交換共有システムが使いづらい	技術管理班	1.紙での提出書類項目を増やす 2.講習会等を行い慣れる 3.電子システムは書類を持って行かなくてもいいから楽 4.電子システムについて利用者からヒアリング、アンケートを行いそれをシステムに反映させ利便性の向上を図る	【振興局】 ●情報交換共有システムが使いづらいことの見解については、土木技術管理課に申し伝える。使い慣れた者には、新たな改修は負担増となり、そのバランスも必要であることを併せて申し伝える。 【土木技術管理課】 ●情報交換共有システムは運用開始から約5年経過し、受注者には移動時間短縮などの効果があることから利用件数は増加しています。 平成25年5月には意見を反映させたシステム利用の初期設定簡略化など操作性改善のための改修を行っています。今後も利用者の意見を聞きながらシステムの改善などにより利便性向上を図っていきます。
5	芦北	電子納品	事務処理 ・報告協議書等においてメールを多用している。情報交換共有システムは印鑑登録が煩雑であるため、認印で可にできないか。	技術管理班	●工事金額500万以下は紙提出のみにしてもらいたい。	【土木技術管理課】 ●電子納品ガイドラインの見直し検討を行う中で、少額工事の取扱いに関しても検討してきましたが、一概に金額だけで成果品データの将来利活用の有無は判断できないことから、金額による電子納品区分は行わないこととしました。 電子納品対象とするかは、従来どおり受注者協議を行ってください。
6	玉名(荒尾)	簡素化	事務処理の簡素化 ・報告協議書等においてメールを多用している。情報交換共有システムは印鑑登録が煩雑であるため、認印で可にできないか。	技術管理班	●協議書等押印後、PDFにして、メールにより送付。決裁後、PDFにして返信する。 ・情報交換共有システムの活用	【土木技術管理課】 ●共有システムの印影登録に関しては、現在は自動化されていますので設定は不要です。共有システムの積極的な利活用をお願いします。 また、電子納品ガイドラインの見直しにより、共有システムを利用しない場合は、協議書等は紙による納品とする予定です。電子化の作業は不要になります。

振興局名(県庁案件回答)

テーマ:3.書類の簡素化・統一化(電子納品、情報交換共有システム、提出書類、指示等)

その2

番号	局名	意見		(対応者) 土木技術管理課 振興局 建設業協会	改善策等の検討 (地域振興局等検討会)	土木技術管理課回答
		項目	問題・課題の提起(意見の総称) 個別意見			
7	阿蘇	簡素化	立会願いの簡素化 1. 土木部と農林部の提出書類を統一してほしい。 2. 報告協議書において立会願も処理し、様式を簡略化できるのではないか。 3. 段階確認については、情報交換共有システムにより簡素化できるのでは。 4. 情報交換共有システムでは、段階確認など簡単なものだけとし、協議すべき案件とやりとりを別にすべきではないか。	技術指導班	・立会願は書面では出さず、電話またはメールでも可とする。	<p>【振興局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土木工事共通仕様書「1-1-22 監督職員による確認及び立会等」により、受注者は事前に立会願を監督職員に提出しなければならない。また、「監督職員の確認を受けた書面を、工事完成までに監督職員へ提出しなければならない。」としている。この手続きの簡素化については、土木技術管理課へ協議する。 ●土木部と農林水産部の提出書類の様式等は国の上級官庁のものを準用しており、統一化が難しい面もあるが、土木技術管理課へ協議する。 ●情報交換共有システムで対応する案件の仕分けについては、土木技術管理課へ協議する。 <p>【土木技術管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受注者の適正な施工管理に加え、監督員の段階確認等により、品質を確保することが求められます。このため、受注者の立会い確認の実施状況を工事成績評価でも評価しています。契約約款でも書面主義を示しており、口頭でのやりとりは記録が残らないことや後々のトラブルを回避することからも極力避けるべきです。情報交換共有システムは、こうした面からの有効と考えますので、活用をお願いします。 ●情報交換共有システムを利用したほうが効率的なもの、書面で協議したほうが効率的なものがあります。効率的な協議方法を選択してください。
8	阿蘇	簡素化	工事写真の簡素化 1. 工事写真の枚数が多い。 2. 枚数の基準を決めてはどうか。	技術指導班		<p>【振興局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●検査写真について、担当によって撮影枚数・方法が異なるため、撮影の方法を統一してほしい。 <p>【土木技術管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工事写真は、工事の不可視部分も含めて、工事の全体像が把握できるものでなければなりません。不可視部分が多くなれば必然的に枚数も多くなります。土木工事施工管理基準では、写真管理項目や撮影頻度を示しています。施工管理基準を満足し、かつ工事の全体像が把握できる範囲内で、最小限の枚数としてください。

※項目:テーマに含まれる項目(例:施工管理、三者協議会、ワンデーレスポンス、電子納品、情報交換共有システム等)

振興局名(県庁案件回答)

テーマ:4. 設計変更(工事の安全管理・施工数量の増減・工事一時中止等)

その1

番号	局名	意見		(対応者) 土木技術管理課 振興局 建設業協会	改善策等の検討 (地域振興局等検討会)	土木技術管理課回答
		項目	問題・課題の提起(意見の総称) 個別意見			
1	上益城・芦北	設計変更	交通誘導員の適正な変更がなされていない	1. 誘導員は実情にあっているのか、計上のしかたはあっているのか 2. 交通誘導員配置の徹底 3. 交通誘導員を計上していなくても必要があれば協議を 4. 現場作業後の現場の整理整頓 5. 誘導員・変更・数量にあげて 6. 交通誘導員の設計単価を上げて欲しい 7. 交通誘導員は施行区間の最低でも起終点に配置してほしい※特記仕様書で明記してある場合 8. 交通誘導員の設計単価と実単価に開きがある 9. 交通誘導員の変更を実施数量でみてくれない 計算で出すと実施より少なすぎ	1. 標準日当たり作業量があり実情とは差が生じる 2. 誘導員の数は受注者の明確な判断できる資料によって行う 3. 伝票等の提出で検討 4. 積算単価の上昇 5. 実績にあった人数を計上してもらいたい 6. 交通誘導員の実際の日数、金額等の請求書を添付して書類を提出 7. 物価調査手法の見直し 8. 見積もり単価の適用	【振興局】 ●交通誘導員算出の考え方を分かり易く具体例を示したものを土木工事積算資料等へ掲載することを申し入れる。 ●交通誘導員の労務単価が実情に合わないことについては、土木技術管理課に申し伝える。 【土木技術管理課】 ●それぞれの工事箇所において現場条件が異なることから、算出の具体例などを積算資料等で定めるのは難しい。変更協議を円滑に行うために、事前に報告協議書などを用いた受発注者の確認を行ってください。 ●交通誘導員の労務単価については、公共事業労務費調査において調査した賃金の支払い実態に基づいて設定されています。2月1日から労務単価を引き上げており、平成25年度単価から約7%、平成24年度単価と比較すると約20%増加しています。 また、交通誘導員の設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、警備会社に必要な経費は現場管理費に含まれているため、実単価と開きが生じています。 ●交通誘導員の数量については、基準に従い、標準的な施工方法や手順、施工能力などを勘案して、日数を計上しています。配置人員については、発注後の周辺の状況、警察協議により、合理的で必要性が高いと判断される場合については追加計上も認められると考えます。
2	菊池	安全対策	安全対策の費用負担について	1. 交通量の多い箇所での施工でも交通誘導員の人数を標準でしか見てもらえない。 2. 現場付近で大きなイベントが開催される場合に誘導員やバリエードの増加が必要となるが、発注者、受注者、どちらが負担すべきか。	1. 誘導員の設置事例等のマニュアル(工事現場の状況に合わせて、配置人数や必要日数等を示すもの)を作成する。 2. 交通区分等に合わせ、諸経費率を上げる。(交通量等、現場状況等により現基準よりもさらに細かく区分を設定)	【振興局】 ●道路工事における一般的な保安施設配置については、「道路工事保安設置基準」に記載があるが、さらに細分化されたマニュアルの作成については、土木技術管理課へ協議する。 ●工事積算基準書「現場管理費」により、施工地域、工事場所を考慮した現場管理比率の補正が規定されているが、さらに細分化された規定の策定については、土木技術管理課へ協議する。 【土技管】 ●標準的なケースを想定して「道路工事保安設置基準」を定めているが、多種多様な個別の施工条件に対応したマニュアルの作成は困難であるため、個別の現場条件に応じて適正な誘導員の配置をお願いしたい。 ●現場管理費率の補正細分化については、県独自で定めることは困難であり、現行基準による対応をお願いします。
3	菊池	設計変更	当初設計が検討不十分である	1. 作業性を考えた設計をして欲しい。 2. 埋設物が図面に表示されているが、その移設費用を見てもらえない。 3. 工事発注前に地権者に充分説明して欲しい。	1.現場条件を把握し、適正な作業機械等を選定し、当初設計書を作成する。 2.三者協議を活用する。	【振興局】 ●施工業者等の現場経験者を県に配置し、発注前に現場条件をチェックできるような体制をつくる。(土技管へ) 【土木技術管理課】 ●設計図書は、標準的な方法を示しているにすぎません。契約約款でも示しているとおり、施工方法や施工機械は、(法令に抵触したり、品質低下を招いたり、環境への影響などがない範囲で)受注者の自由な意志で選択することができます。 ●契約後に現場条件と設計図書に相違があった場合は、受発注者間の協議など、契約約款に基づき処理をお願いします。
4	菊池	設計変更	仮設について	1. 任意仮設と指定仮設のすみ分けが明確でない。 2. 仮設に十分な費用を計上してほしい。(仮設道路の起点まで、さらに仮設道路が必要な現場、仮設足場の数量が現地と異なる現場、仮設時に撤去したコンクリート舗装の復旧等が計上されていない現場等がある。)	1. 発注者は当初設計時に、十分現場を検討して、仮設費用を計上する。	【振興局】 ●土木工事積算資料「仮設の取扱いについて(案)」により、仮設は原則として任意仮設としているが、仮設構造物を一般交通に供する場合等においては、指定仮設として、構造や仕様について設計図書で指定することができる。このすみ分けのさらなる明確化については、土木技術管理課へ協議する。 【土木技術管理課】 ●指定仮設の対象区分については、建設省通達「公共工事の発注における工事安全対策要綱」に準拠しています。職員へ現場条件などの十分な精査を行い適切な仮設費計上を指導していきます。

振興局名(県庁案件回答)

テーマ:4. 設計変更(工事の安全管理・施工数量の増減・工事一時中止等)

その2

番号	局名	意見		(対応者) 土木技術管理課 振興局 建設業協会	改善策等の検討 (地域振興局等検討会)	土木技術管理課回答
		項目	問題・課題の提起(意見の総称) 個別意見			
5	玉名 (玉名)	設計変更	設計変更 ・主任監督員と現場技術業務委託との意思疎通がなされていない。	技術指導班	・現場技術業務委託は、変更資料の作成なども行うため、積算補助の能力向上について、コンサルタントや建設技術センターが主体となって研修等を行う。	【振興局】 ●現場技術業務委託に業務内容の研修を受講してもらうことについては、土木技術管理課に協議する。 【土木技術管理課】 ●現場技術業務委託の現場技術員は、建設技術センターでの「施工管理」の受講を資格要件としています。現場技術業務委託の円滑な執行のため、今後も引き続き、研修内容や回数の拡充について検討していきます。
6	阿蘇	設計変更	雑草処理の手間を計上してほしい 1.雑草等の処理費は変更計上してもらえるが、手間は設計変更の対象でない。	技術管理班	●準備費の基準を明確化する。	【土木技術管理課】 ●土木工事積算基準書の準備費については、準備として行う除草、及び現場内の積み込み作業を含んでおり、共通仮設費率に含まれています。
7	阿蘇	設計変更	国工事における設計変更審査会を県工事でも設置できないか 1.国工事では設計変更審査会を受注者が申請すれば、書類無しで打合せをしてよいこととなっている。 2.設計変更審査会があれば話し合いの場が対等になれる。	技術指導班	●設計変更審査会の仕組みづくりを検討する。	【振興局】 設計変更審査会は、県において開催されていないため、仕組みづくりについては、土木技術管理課へ協議する。 【土木技術管理課】 ●設計変更に関する円滑な事務処理に向けた効率的な手法を多方面から検討をしていきたいと考えます。
8	阿蘇	設計変更	災害で被災した施設の設計変更(設計変更で計上できる範囲の考え方について) 1.施工途中の豪雨等により被災し、現場に手戻りが生じた際、変更設計により対応してほしい。またその場合、どの程度の雨量で災害と判断し、変更設計できるか等の基準を、契約書に記載してほしい。 2.受注者が変更設計で計上できると考えていても、変更設計書作成段階で計上できないとなるケースがある。 3.設計変更による対応の可否について、受発注者間で考えが異なる場合がある。 4.変更設計の全ての項目について、協議書を作成するには手間がかかる。 5.受注者から早めに変更設計における数量、図面を早めに提出すれば、発注者の処理もスムーズにできる。	技術指導班	●災害による手戻りを設計変更で対応できるよう基準の改正等、今後の課題である。	【土木技術管理課】 ●不可抗力による損害があった場合、一定の条件を満たせば約款第29条に基づき、設計変更できます。一定の条件とは、①共通仕様書で定める基準を超える自然災害であること、②受注者が善良な管理をしていたこと、③現場において日常的に施工管理を実施しており、出来形や品質等の管理内容を確認できることなどを指します。
9	球磨	災害復旧工事に関する事項	災害復旧工事の変更について ・災害復旧工事に関して、設計変更が困難だという根本改善が必要である。 ・任意仮設の中身でも変更対象となり得る変更を考えて欲しい。 ・変更対象なのか、対象とならないのかは、早めの判断が欲しい。 ・着手前に不可視部分の変更があるのは必要な事ではないか。	技術指導班	・精査のうえ、県単独費での変更(施工)をお願いする。 ・設計段階での建設業協会(施工者)のアドバイスできる体制づくり。 ・仮設についての発注者・受注者間での意見交換会の実施。(具体例の提示) ・仮設の変更について整理する。	【土木技術管理課】 ●設計と現場の乖離を防ぐため、査定設計を行う段階で十分な現地確認などの精査を徹底するよう、本庁関係課と協議していきます。

※項目:テーマに含まれる項目(例:施工管理、三者協議会、ワンデーレスポンス、電子納品、情報交換共有システム等)

振興局名(県庁案件回答)

テーマ:5. その他

番号	局名	意見		(対応者) 土木技術管理課 振興局 建設業協会	改善策等の検討 (地域振興局等検討会)	土木技術管理課回答
		項目	問題・課題の提起(意見の総称) 個別意見			
1	宇城	スムーズな 工事進行管理	現場間の指示・対応が遅い ・現場に行く時間がない	技術指導班	・技術職員の人員増 ・現場技術員の弾力的な活用※権限の問題あり	【振興局】 ●技術職員が絶対的に不足しているので、増員を要望。 ●監督を主業務とする再任用職員の採用を要望。 ●現場業務技術員が不足しているので、増員を要望。 【土木技術管理課】 ●健全な職場環境整備のため、多方面から検討していきたい。
2	宇城	スムーズな 工事進行管理	適正工期の確保 ・大規模災害発生時等、ボランティア活動による人員不足が発生した場合の工期への配慮をお願いしたい。	技術指導班	●大規模災害発生時の応急活動で、通常工事の作業員不足(欠員)が生じた場合、工期設定への反映(延長)	【土木技術管理課】 ●工事発注にあたっては、適切な工期設定に努めるとともに、大規模災害等の突発的な事象に対しては、社会的要因等も含め、総合的な判断も必要と考えます。
3	玉名 (玉名)	その他	その他 ●土木と農整で施工管理の基準が異なるのだが、違和感はないのか。	技術指導班		【土木技術管理課】 ●土木部と農林水産部では、工事目的物に求める要求性能や制度の違いがあることから、当面このままの運用を続けていきたいと考えています。
4	阿蘇	その他	その他 ●総合評価における技術提案書で、施工計画の評価が知りたい。どの項目が評価されているか不明であるため。	技術管理班		【土木技術管理課】 ・現在、入札参加者の自社の加算点内訳点数に関しては、申し出に基づき情報提供を行っていますが、施工計画の提案内容に対する採否は情報提供を行っていません。 ・より適切な提案を行うため、採否を教えてくださいのご意見の趣旨は理解致しますが、このことにより、類似工事の案件においても適用され、提案内容の固定化・画一化が生じ、技術的な工夫の検討がなされず、施工計画を求めること自体の意味が無くなる恐れもあることから、採否に対する情報提供は現時点では難しいと考えています。 ・しかし、より一層の評価の透明性及び公平性を確保するため、情報提供のあり方については、今後も検討したい。

※項目: テーマに含まれる項目(例: 施工管理、三者協議会、ワンデーレスポンス、電子納品、情報交換共有システム等)